

史跡仙台郡山官衙遺跡群 保存活用計画



令和6年(2024)3月

仙台市教育委員会

序 文

郡山遺跡は、文献史料に残らなかった遺跡であったため、発掘調査の積み重ねによりその歴史的価値を高めてきた遺跡です。それは、昭和54年の宅地造成に伴う調査で、官衙(役所)の存在を示す建物跡などの遺構が発見されたことに始まります。その後、昭和55年から継続的な調査を開始し、その成果により、東北の古代史を書き換えることになりました。この遺跡は2つの時期の官衙(Ⅰ期官衙・Ⅱ期官衙)に分かれており、特に後半のⅡ期官衙は、多賀城創建以前の陸奥国府であったことが解明されました。地方官衙としては、我が国でも最古段階の重要な遺跡であることが明らかになったのです。

こうした調査成果を踏まえ、遺跡の中でも特に重要と判断した官衙中枢部について、次世代に伝えるべき意義ある重要な遺跡であるという見地から、「史跡仙台郡山官衙遺跡群」として平成18年7月、国の史跡に指定されました。

今回策定した保存活用計画は、貴重な本史跡を地域の皆様のご理解・ご協力をいただきながら適切に保存・管理し、整備・活用するための基本的な方針を示したものです。本計画の策定にあっては、市民の皆様からのご意見や、郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会の各委員をはじめ、文化庁及び宮城県教育庁文化財課より多くのご指導・ご助言をいただきました。この場を借りて深く感謝申し上げます。

本計画によって、「史跡仙台郡山官衙遺跡群」の価値をより多くの皆様に知っていただき、広く親しまれる史跡となる一助となれば幸いです。

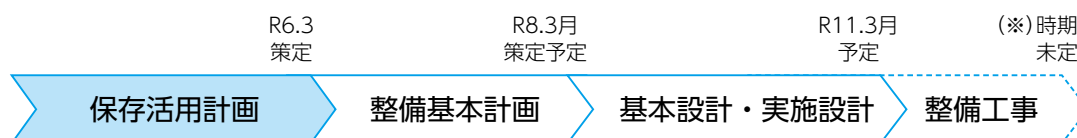
令和6年3月

仙台市教育委員会

教育長 福田 洋之

例 言

1. 本計画は、宮城県仙台市太白区に所在する、国指定史跡「仙台郡山官衙遺跡群」の保存活用計画に係るものである。
2. 本史跡の名称は、『せんだいごりやまかん が い せきぐん ごりやまかん が い せき ごりやまはい じ あと仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡』であるが、本計画においては、「仙台郡山官衙遺跡群」と略して記載している。
3. 史跡地は郡山遺跡の全域ではなく部分的に指定したものであるため、遺跡全体の範囲や規模、過去の調査履歴等について記述する際には「郡山遺跡」の名称を随時使用している。
4. 本計画は、原案を仙台市教育委員会が立案し、それに基づき郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会において検討を加え作成した。計画策定にあたり、文化庁及び宮城県教育庁文化財課の指導・助言を受けた。
5. 本計画全体の編集については、仙台市教育委員会生涯学習部文化財課が当たった。
6. 遺構いこうの略称は次のとおりで、遺構番号は郡山遺跡全体の通しNoである。
S A：柱列などの塀跡 S B：建物跡 S D：溝跡
S I：竪穴住居跡、竪穴建物跡 S X：その他の遺構
7. 本計画中の地図及び地図を基にした図については、図中に別途方位記号がない限り、北を上とする。
8. 本計画中の史跡地の範囲は令和6年3月末時点のものである。
9. 今後の予定は以下の通りである。



(※)整備工事の時期については、用地取得の進捗や市の財政状況等を勘案し、着手時期を見極めることとする

目 次

序文

例言

【本文目次】

第1章 計画策定の目的

1	策定の必要性	1
2	目的	1
3	保存活用計画策定事業実施体制及び活動報告	
	(1)委員会委員等名簿	2
	(2)委員会活動状況	2
	(3)パブリックコメントの実施	3
4	関連する計画	3
5	計画の構成と内容	5
6	計画の期間	5
7	計画の対象範囲	6

第2章 史跡周辺の概要

1	自然環境	
	(1)位置と地形	7
	(2)気候 (3)植生 (4)景観	9
2	社会的環境	
	(1)計画対象範囲における文化財保護法以外の法令による規制	9
	(2)周辺施設	14
	(3)交通	15
	(4)産業・観光	17
	(5)防災	17
3	歴史的環境	
	(1)史跡地周辺の歴史的変遷	19
	(2)仙台市の文化財	21

第3章 仙台郡山官衙遺跡群の概要

1 指定の概要	
(1)指定に至る経緯	23
(2)指定概要	23
2 指定に至るまでの調査成果・指定後の調査成果	
(1)発掘調査の成果	25
(2)文献史料等の調査成果	41
3 指定の状況	48
4 史跡地の状況	53

第4章 仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値

1 本質的価値	57
2 史跡等を構成する要素	61
(1)史跡を構成する諸要素	63
(2)史跡地の周辺地域の環境を構成する諸要素	69

第5章 現状・課題

1 保存・管理	71
2 活用	75
3 整備	79
4 運営・体制の整備	82

第6章 本計画の基本理念・基本方針

1 基本理念	83
2 基本方針	84

第7章 保存・管理

1 保存・管理の方向性	86
2 保存・管理の方法	
(1)史跡地	87
(2)将来指定を目指す範囲	87
(3)周辺の官衙域	87
(4)その他の地域	88
3 現状変更等の取扱い基準	91
(1)史跡地	94
(2)将来指定を目指す範囲，周辺の官衙域，その他の地域	97

第8章 活用

1 活用の方向性	98
2 活用の方法	
(1)学びの場としての活用方法	99
(2)親しむ場としての活用方法	101
(3)楽しむ場としての活用方法	103

第9章 整備

1 整備の方向性	105
2 整備の方法	
(1)保存のための整備の方法	109
(2)公開活用のための施設整備の方法	110

第10章 運営及び体制整備

1 運営・体制整備の方向性	113
2 運営・体制整備の方法	114

第11章 施策の実施スケジュールと自己点検・評価

1 実施スケジュール	115
2 自己点検・評価	116

【資料】

○用語集	117
○郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会設置要綱	119
○郡山遺跡発掘調査報告書・パンフレット一覧	121
○引用・参考文献	123
○史跡地土地台帳	125

第1章 計画策定の目的

1 策定の必要性

郡山遺跡は、仙台市太白区郡山二丁目、三丁目、五丁目、六丁目に広がる住宅地の中にある。昭和50年代中頃までは農地が多い地区だったこともあり、遺構が比較的良好に保存されてきたが、近年は遺跡西側の隣接地での開発が急激に進んでいる。平成19(2007)年には「あすと長町」の街びらきが行われ、あすと長町大通り線と長町八木山線の一部で供用が開始された。平成25(2013)年に「仙台市あすと長町土地区画整理事業」が完了してからは、仙台市立病院の移転や大型商業施設の開店など、仙台市の広域拠点として施設の集積が進むとともに、転入人口の増加や地域住民の世代交代が急速に進行している。

その間郡山遺跡では、平成18(2006)年7月、律令国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点の様相を知るうえで貴重な遺跡としてその一部が国の史跡として指定を受け、平成20(2008)年3月には「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存管理計画書」を策定した。また平成30(2018)年に文化財保護法が改正され、文化財を活用しながら適切に保存する新たな方向性が示されるとともに、保存活用計画の文化庁長官による認定が制度化され「地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組の促進」が打ち出された。

こうした史跡地周辺における開発行為の進展や社会情勢の変化を受けて、改めて本史跡の保存活用について関係各所の理解を得ることが重要となり、保存活用計画を策定する必要性が高まった。また、保存管理計画策定から10年以上が経過したこともあり、今後の仙台郡山官衙遺跡群の保存活用に関する基本的な方向性を示す必要性があることから、本計画を策定することとなった。

2 目的

本計画は、仙台郡山官衙遺跡群を適切に保存管理し、整備活用していくための指針を示すものである。

仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値を改めて確認した上で、保存・管理・活用・整備等に係る理想的な将来像を提示し、関係各所を含め広く共有することで、本史跡の価値を高め後世へ確実に継承していくための基本的な方針を示すことを目的とする。

また、地域住民をはじめ、仙台市民にとって郷土の誇りとして広く親しまれている歴史資産を通して、仙台市が目指す都市の姿である「学びと実践の機会があふれるまち」や「杜の恵みと共に暮らすまち」（「仙台市基本計画2021－2030」P50・51・52・71参照）が実現するような保存と活用を図るための基本となる計画とする。

併せて、「仙台・東北に世界中から人を呼び込む」（「仙台市基本計画2021－2030」P27参照）ことができるように、本史跡の魅力が世界に発信されるような保存・管理・活用・整備等の方法を考えるための計画とする。

3 保存活用計画策定事業実施体制及び活動報告

計画策定にあたり、学識経験者等で構成される「郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会」に諮り検討を行った。委員等の構成と委員会開催の状況については次のとおりである。

(1)郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会 委員等名簿（令和6年3月現在・敬称略）

役職名	氏名	分野	現職
委員長	永田 英明	日本古代史	東北学院大学文学部歴史学科 教授
副委員長	渡部 育子	日本古代史	秋田大学 名誉教授
委員	荒木 志伸	歴史考古学	山形大学学士課程基盤教育院 教授
委員	伊藤 恵子	学校教育	仙台市教育庁学校教育部学びの連携推進室 主任兼CSアドバイザー
委員	北野 博司	考古学	東北芸術工科大学芸術学部歴史遺産学科 教授
委員	黒田 乃生	造園	筑波大学芸術系 教授
委員	菅原 玲	地域連携	東北工業大学教務学生課 主任
委員	松 公男	地域代表	郡山矢来町内会 会長
委員	三上 喜孝	日本古代史	国立歴史民俗博物館 教授
委員	吉田 歆	日本古代史	山形県立米沢女子短期大学 教授
助言者	浅野 啓介		文化庁文化財第二課 調査官
助言者	齋藤 和機		宮城県教育庁文化財課

(2)委員会活動状況

回数	開催日	内容
令和4年度第1回	令和4年6月1日(水)	①保存活用計画(素案)第1章～第4章の検討 ②現地視察
令和4年度第2回	令和4年9月29日(木)	①保存活用計画(素案)第5章～第9章の検討 ②前回検討分の修正案について
令和4年度第3回	令和5年1月26日(木)	保存活用計画(修正案)について
令和5年度第1回	令和5年7月14日(金)	保存活用計画(修正案2)について
令和5年度第2回	令和5年10月19日(木)	保存活用計画(中間案)について
令和5年度第3回	令和6年1月23日(火)	保存活用計画(最終案)について

(3)パブリックコメントの実施

令和5年11月22日～12月21日(30日間)に中間案のパブリックコメントを実施した。

①周知方法

市政だより、仙台市ホームページ・仙台市教育委員会ホームページへの掲載。

市政情報センター、区役所・総合支所、市民センター、陸奥国分寺・国分尼寺跡ガイダンス施設、地底の森ミュージアム、縄文の森広場、歴史民俗資料館等にて配布・閲覧。

②意見聴取方法

郵送、ファックス、電子メールによる提出

③意見提出件数

18件(意見提出者数7人)

④意見の内容

意見の概要とその対応については、仙台市ホームページで公開。

4 関連する計画

(1)本市上位計画

①「仙台市基本計画2021-2030」(令和3年3月策定)

本市は、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ」をまちづくりの理念とし、それを具現化する4つの目指す都市の姿の一つとして「学びと実践の機会があふれるまち」(基本計画P9)を掲げている。その実現に向けた諸施策の中で、本史跡をはじめとする「貴重な文化財の保全と活用を進めるとともに、地域の歴史資産への関心を高める取り組みを進めます。」として、「学びを楽しむ環境をつくる」ことを目指しており(基本計画P71)、本史跡もこの施策の一つに位置付けられる。

また目指す都市の姿のうち「杜の恵みと共に暮らすまちへ」(基本計画P7)では、「仙台平野の原風景である居久根やランドマークとなる名木・古木など、みどりの歴史を継承し、活かす取り組みを進めます。」として、「歴史と趣を感じる景観をつくる」ことを目指しており(基本計画P52)、本史跡においても史跡中心部にあるケヤキを活かした整備が求められる。

②「仙台市教育基本構想2021」(令和3年3月策定)

本市は、前掲の「仙台市基本計画」の理念を共有しつつ、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます」を教育における基本理念として掲げている。この実現に向けた6つの基本方針のうち、「基本方針V 学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり」で「V-4 豊かな歴史・文化を活用した学びの機会づくり」が位置付けられており(基本構想P25)、具体的には「歴史・文化資源の発掘・調査・保全を進めるとともに、それらを有効に活用し、市民や仙台を訪れた人が歴史に親しみ、より一層学び、楽しめる機会を創出」することを取組方針として示している(基本構想P57)。

(2)本市の他の計画との関連

①「仙台みどりの基本計画2021-2030」（令和3年6月策定）

「基本方針3 みどりを誇りとするまち」の施策の柱の一つとして「⑧歴史と文化の香るみどりを守り、継承する」ことが掲げられており、その中の施策の一つとして「郡山遺跡整備事業」が位置付けられ、歴史・文化と調和するみどりの創出・充実のため、郡山遺跡整備に取り組むこととしている。

②仙台市都市計画マスタープラン(令和3年3月策定)

「基本方針4：杜の都の継承と安全・安心な都市環境の充実」に対して、各部門別の方針の一つとして「みどりと水による潤いのある都市空間の形成」や「歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成」などが挙げられており、史跡地内に所在する居久根(いぐね)との関連から、本史跡の整備もこの方向性に則って行う必要がある。また、「都市施設などの防災・減災機能の強化」や「防犯に配慮した都市の構築」などの部門別の方針も挙げられており、史跡地内のオープンスペースの整備についてはこの方向性に則って行う必要がある。

③仙台市「杜の都」景観計画(平成21年3月策定、平成25年6月・令和4年6月変更)

景観計画では市内全域を景観特性に応じた8つのゾーンに区分しており、本計画の対象範囲(郡山遺跡周辺)は「商業業務地ゾーン」、「沿線市街地ゾーン」、「郊外住宅地ゾーン」に該当している。また、良好な景観形成を図るためゾーンに応じた建築物等の制限(形態・意匠、高さ、色彩、緑化)が定められている。

④地下鉄沿線まちづくりの推進プラン(令和4年3月策定)

方針1『「安全安心で誰もが快適に暮らしやすいまち」の創造』のうち、方向性③「暮らしの質を高める美しい街並み景観の形成」において、「・・・農村の原風景ともいえる居久根など、これら沿線の美しい地域景観資源の保全を図ります。」(プランP18)とあり、本史跡中心部にあるケヤキもこの施策の一つとして位置付けられる。

また方針3『「多種多様な資源を体験できる魅力的で楽しいまち」の創造』のうち、方向性⑨「沿線の多様な資源に触れることができる空間の形成」において、「市内外から多くの人を訪れ、本市の新たな魅力や交流が生み出されるような、多様な機能・価値を持った開かれた空間の整備等を推進します。」(プランP22)としており、本史跡においてもこの方向性を活かした整備が求められる。

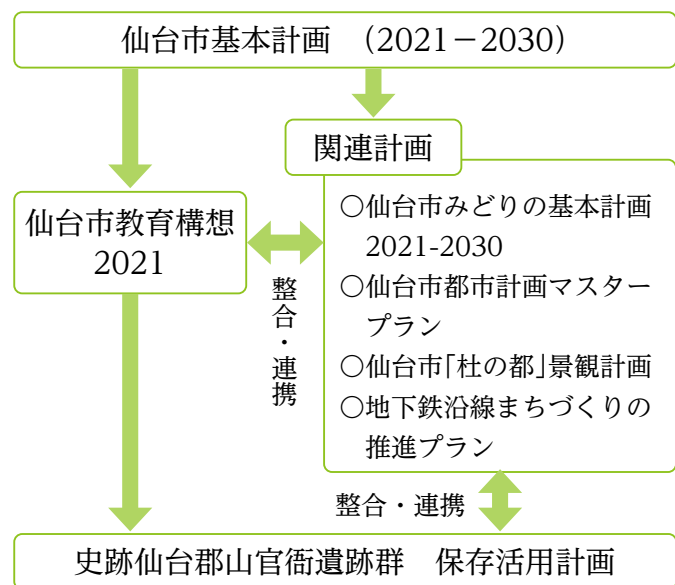


図1-1 主な関連計画との関係

(3)SDGsとの関わり

SDGs（持続可能な開発目標）17のゴール(目標)のうち、11「住み続けられるまちづくりを」のターゲットに、11-4「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。」が位置づけられていることから、SDGs達成への貢献を目指していく。



(4)開発計画

特になし

(5)宮城県文化財保存活用大綱

平成30年6月の文化財保護法改正を受けて、宮城県が実施する文化財にかかる事業とその目標を再整理し体系化することなどを目的として、令和3年3月に当該大綱が策定された。その中で、保存・活用に関する現状と課題の一つとして、個別の保存活用計画の変化する社会状況を踏まえた改定の必要性が指摘されている(大綱P17)。また、そうした課題を踏まえた基本方針が4つ示されている(大綱P46)。そのうち、方針2として「文化財の歴史的・文化的意義を地域と共有するとともに、保存・活用の方針を明確にするため、保存活用計画の策定を推進」すること(大綱P52)や、方針3として、地域の社会活動や学校教育の中に意図的に文化財を位置付け持続可能な保存・活用を行っていくこと(大綱P53)などが示されている。

5 計画の構成と内容

- (1)本計画は、史跡の保存管理・整備活用の基本方針を示すものとする。
- (2)本計画は、第1章で計画策定の目的を整理し、第2章で史跡周辺の概要を把握した後、第3章で史跡指定の概要及び各種調査結果を整理した上で、第4章で史跡の本質的価値を再整理する。第5章で保存・管理、活用、整備、運営・体制整備の4項目について、現状・課題を把握した上で、第6章で本計画の基本理念及び前述の4項目についての基本方針を定める。第7～10章では、前述の4項目について具体的な方向性・方法等について示す。第11章では、本計画の実実施計画や点検評価の方向性・方法を示すものとする。
- (3)本計画を踏まえた整備を行うにあたっては、整備基本計画(令和8年3月策定予定)にて具体的な時期や内容等を別途定めるとともに、第11章「1 実施スケジュール」のとおり基本設計・実施設計を経ながら進めていく。

6 計画の期間

本計画の期間は令和6年度～25年度の20年間とするが、本計画は現在の社会状況を踏まえてのものであるため、今後の社会状況の変化や史跡の保存、整備活用事業の進展に応じ、おおむね10年間で見直しを図るものとする。計画期間後は、社会環境の変化や調査研究の進展に応じて新たな視点を加えて、改定等を検討することとする。

7 計画の対象範囲

史跡仙台郡山官衙遺跡群は、周知の埋蔵文化財包蔵地(=遺跡)である郡山遺跡のうち、飛鳥～奈良時代の官衙(役所)・寺院跡の中枢部を史跡指定したものであり、史跡地の周辺にも官衙の範囲や、関連遺構の分布が広がっている。

そのため、本計画では史跡地を中心に、郡山遺跡の範囲および、隣接する西台畑遺跡のうち、現時点で官衙を構成する遺構の存在が想定される範囲を対象範囲とする。

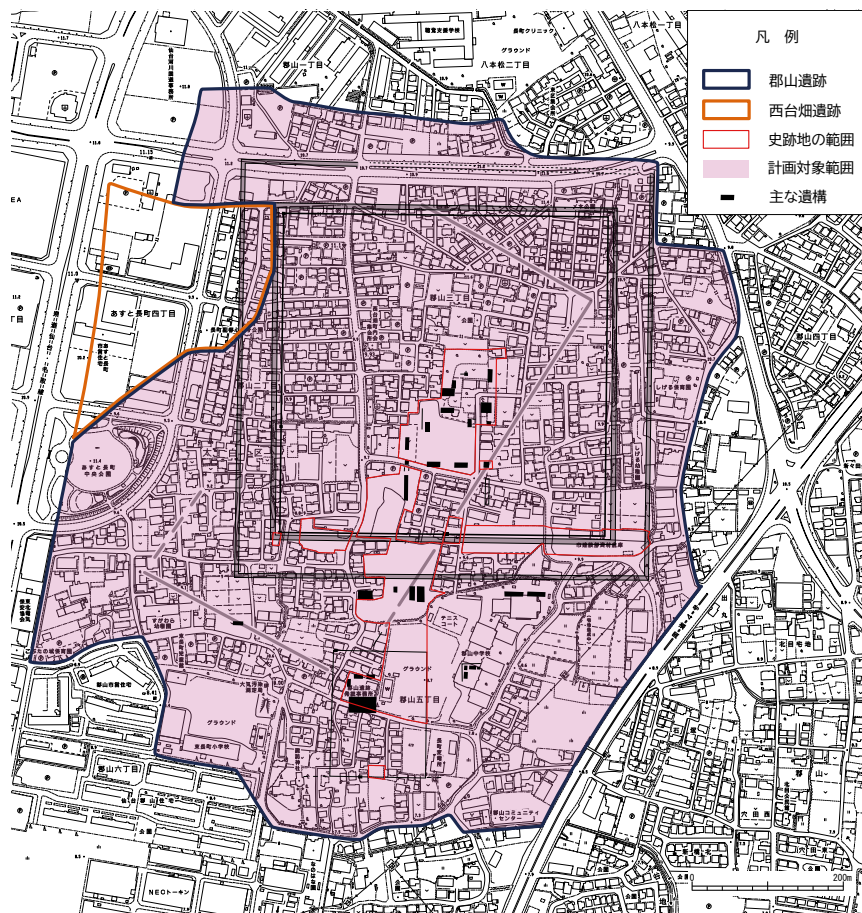


図1-2 計画の対象範囲



図1-3 航空写真(平成21年・東から撮影)